

第54期定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

連 結 注 記 表 個 別 注 記 表

第54期

2025年4月1日 から

2026年3月31日 まで



上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りします。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する事項

当社グループは、当連結会計年度において、2025年12月に金地金取引における売上債権13.4億円が未回収となり、巨額の貸倒引当金を計上する事態に陥るなどした結果、多額な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上した上、営業活動によるキャッシュ・フローも重要なマイナスの値となりました。

このような財務状況の悪化に加え、当社は、2026年1月29日付で当社株主のAkatsuki Capital Works 株式会社（以下、「Akatsuki」といいます。）から当社取締役全員の解任とAkatsukiが提案する取締役の選任を求める臨時株主総会招集請求を受け、2026年6月5日に今後の当社経営を担う取締役を決める臨時株主総会を開催することとなりました。

この株主提案を行ったAkatsukiは、当期に多額の損失を計上した上記の未回収債権13.4億円の金地金取引の紹介元であり、当社はAkatsukiに不法行為があったと考えており、14億円の損害賠償請求訴訟を行い係争中である上、刑事責任を問うため捜査機関への相談も進めております。

当社は、Akatsukiの株主提案に反対し、当社が推薦する取締役の選任を求める会社提案を付議しておりますが、臨時株主総会において、Akatsukiが提案する取締役が選任される可能性があります。

加えて、2026年6月26日開催の定時株主総会でも、同様に、Akatsukiが提案する取締役が選任される可能性があります。

これらのように、現在、当社では特定の株主との間で敵対的な経営権争いが生じていること、後述の重要な後発事象（当社株式の特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求について）に記載のとおり、株式会社東京証券取引所より、2026年5月25日に当社株式の特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求を行う旨の通知を受ける事態も生じており、今後の事業運営の見通しは不透明となっております。

これらの状況により、当社グループは、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消するために、当社をご支援頂いている株主様をはじめとするステークホルダーの皆様のご支援を受け、当社経営の安定化や今後の事業資金確保に向けた対応策を講じ、当該状況の解消又は改善に努め、グループ拡大に応じた経営監督体制の再構築及び事業基盤の強化を目指し、必ず当社の再生を図ってまいります。また、内部管理体制の改善も進めてまいります。

しかし、当社の対応策は実施途上ないし計画途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社グループの連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 28社
- ・主要な連結子会社の名称
クラウドバンク・キャピタル株式会社
クラウドバンク株式会社
日本クラウド証券株式会社
クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社
クラウドバンク・インキュラボ株式会社

② 非連結子会社の状況

株式会社まーる

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

- ・当該他の会社等の数 3社

(子会社としなかった理由)

当社グループの一部の子会社が、融資型クラウドファンディング事業での貸付債権の回収を目的とする営業取引として保有し、企業会計基準適用指針第22号の要件を満たしており、当該会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

株式会社まーる

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響額が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

該当事項はありません。

④ 持分法適用手続に関する特記事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記

① 連結範囲の変更

当連結会計年度において、当社を株式交付親会社、持分法適用関連会社であったクラウドバンク株式会社（以下、「CB社」といいます。）を株式交付子会社とする簡易株式交付で当社はCB社の株式を追加取得したことにより、CB社を連結の範囲に含めております。また、CB社の連結子会社化に伴い、CB社の傘下の子会社23社も連結の範囲に含めております。

② 持分法の適用の範囲の変更

当社を株式交付親会社、持分法適用関連会社であったCB社を株式交付子会社とする簡易株式交付で当社はCB社の株式を追加取得したことにより、CB社を連結の範囲に含めたため、持分法適用の範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

CB社の連結子会社化に伴い、当社グループの連結決算と事業運営の効率化を図るため、CB社の決算日を3月31日から12月31日に変更しております。

連結財務諸表の作成に当たっては、CB社の決算日（12月31日）現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行う方法を採用しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

ロ. その他有価証券

- | | |
|-----------------------|--|
| ・ 市場価格のない株式等
以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合等への出資については、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 |

ハ. 棚卸資産

- | | |
|-------|--|
| ・ 商品 | 主として総平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。 |
| ・ 貯蔵品 | 個別法による原価法によっております。 |

ニ. 暗号資産

- | | |
|-----------------|--|
| ・ 活発な市場が存在するもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法 |
| ・ 活発な市場が存在しないもの | 移動平均法による原価法（期末処分見込価額が取得原価を下回る場合は、当該処分見込価額）を採用しております。 |

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

また、取得価額10万以上20万未満の少額減価償却資産については、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 訴訟損失引当金

係争中の商品先物取引における損害賠償請求訴訟等について、今後の損害賠償金の支払に備えるため、経過状況等に基づき金額を合理的に見積り、損失見込み額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

イ. 金地金事業

金地金事業の取引については、国内では対面形式及びインターネット形式で商品を販売しており、国外では暗号資産を対価として商品を販売しており、顧客との契約に基づき商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

ロ. ノンバンク事業

ノンバンク事業については、顧客からの貸付金利息は発生基準により計上しております。なお、貸付金に係る未収利息につきましては、約定利率を計上しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

のれんの償却方法
及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

① 貸倒引当金

イ. 科目名及び当連結会計年度計上額

	前連結会計年度	当連結会計年度
貸倒引当金（流動）	8百万円	3,776百万円
貸倒引当金（固定）	207百万円	1,545百万円

ロ. 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループの営業債権である未収利息等未収入金並びに営業貸付金等については、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、営業債権の貸倒損失に備えるため、顧客の信用リスクの度合いに応じて債務者区分を決定し、債務者区分に基づき債権を一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に分類しております。貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については保全による回収見込額に加え債務者の財政状態及び経営成績を考慮して個別に回収可能性を検討することにより、回収不能見込額を計上しております。

債務者区分の判定は、延滞情報を含む返済状況及び顧客の財務指標等の定量的要因並びに将来の業績見通し等の定性的要因に関連する情報を勘案して行っております。

回収不能額の見積りに用いた主要な仮定については、過去の経験、担保物の換金可能性及び換金価値、相手先が抱える事業上のリスクなど不確実性の様々な要因を考慮しております。

当社グループは、入手可能な情報に基づき、貸倒引当金を計上しておりますが、保有する営業債権の回収期間が中長期にわたることから、経済及びその他の事象または状況の変化や顧客の経営成績・財政状態の悪化など特有の不確実性があるため、今後新たな事実が判明した場合等には変動する可能性があります。

② 販売用不動産の評価

イ. 科目名及び当連結会計年度計上額

勘定科目	当年度計上額
販売用不動産	2,222百万円

ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、ノンバンク事業において再生可能エネルギー関連の販売用不動産を保有しております。

販売用不動産については、収益性の低下により期末における正味売却価額が取得原価よりも下落した場合には当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とします。

正味売却価額は、不動産鑑定評価を用いて算定しております。

見積評価の前提とした予想発電量の変化や想定外の費用の発生によって、販売用不動産の評価損や売却による損失が計上され、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 有形固定資産及び無形固定資産の減損

イ. 科目名及び当連結会計年度計上額

勘定科目	当年度計上額
有形固定資産	993百万円
無形固定資産	14百万円

ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、管理会計上の区分をもとに、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によってグルーピングしております。

なお、ノンバンク事業における再生可能エネルギー関連の固定資産や遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を減損損失として認識します。

減損の兆候の有無及び認識の要否における重要な仮定は、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画及び過去の実績等を基礎とする将来キャッシュ・フローの見積りであります。見積評価の前提とした環境等の変化により、将来キャッシュ・フローの見積りが変化した場合に減損損失の計上が必要となり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 訴訟損失引当金

イ. 科目名及び当連結会計年度計上額

勘定科目	当年度計上額
訴訟損失引当金	20百万円

ロ. 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループにおいては、訴訟による損失見込額を経過状況等に基づき合理的に見積り計上しておりますが、判決等の結果によっては見積額と実際の損失額に乖離が生じ、その場合には翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

6. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はございません。

7. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

24百万円

なお、減価償却累計額は有形固定資産より控除しております。

(2) 偶発債務

2026年3月末において、商品先物取引の受託に関し、当社グループを被告とする損害賠償請求件数が1件（請求額129百万円）となっております。

(3) 差入保証金

当社は、株式会社アニススタイルに対する売上債権の回収遅延1,340百万円に関して、東京地方裁判所に対して、Akatsuki Capital Works株式会社を債務者とする仮差押えの申立てを行い、Akatsuki Capital Works株式会社に対する損害賠償請求権を被保全権利とする仮差押命令の担保金として、法務局に250百万円供託しております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

13,570,982株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、業務に必要な資金は自己資本による方針であります。それらの資金は、主として決済用預金や顧客への貸付金業者間決済資金などに充当されております。また、一時的な余資は預金や国債等の流動性の高い金融資産に限定して運用しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

短期貸付金は、顧客の財務状況の悪化による信用リスクや担保価値等の価格変動リスクに晒されており、顧客の信用リスクに晒されています。

投資有価証券である株式は、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されており、非上場株式については、発行体の財務状況の悪化により、実質価額の低下リスクに晒されております。

固定化営業債権は、2026年3月31日より1年以上前に発生した無担保委託者未収金及び、金事業における詐欺事件の未収金であり、契約者及び委託者の信用リスクに晒されております。

破産更生債権等は、元従業員及びその親族に対するものであり、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、信用リスクに関する管理規定に従い、営業債権及び貸付金について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用情報を把握する体制をしております。

また、当社グループにおける金融商品に係るリスク管理は、関連する法令や当社で定めた規定・ルールに従い行っております。

その他、信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理として、当社が保有する預金は、預金保険制度により全額保護される当座預金や利息が付かない普通預金（決済用預金）とすることを基本方針としておりますが、預金保険制度においてペイオフの対象となる普通預金に残高を持つ場合は、資金繰り等を勘案して、極力残高が膨らまないよう留意して管理しております。

ii 市場リスク（株価、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的到时価や発行体の財務状況を把握しております。

担当責任者は日々の業務終了時に、担当部署から報告資料の提出を受け、社内規程等を順守しているか確認しております。

iii 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を盛り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権について、特定の大口顧客に対するものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、時価が帳簿価額に近似するものが多く、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	金地金	ノンバンク	計
一定時点で移転される財	8,043	79	8,123
一定の期間にわたり移転される財	－	6	6
顧客との契約から生じる収益	8,043	86	8,130
その他の収益	－	1,264	1,264
外部顧客への売上高	8,043	1,351	9,394

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
- 該当事項はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 210円61銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | △339円01銭 |

13. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当により発行される新株式及び第3回新株予約権の募集の払い込み完了に関して)

当社は、2026年3月26日開催の取締役会において、第三者割当により発行される新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第3回新株予約権（以下、第3回新株予約権を「本新株予約権」といい、本新株式と総称して「本第三者割当増資」といいます。）の募集を決議し、その後、同年4月8日付の書面決議によって、本新株予約権の発行数量の変更を決議しましたが、2026年4月14日、その払い込みの完了を確認しております。

今後全ての新株予約権が行使された場合は、3,319,590,000円の資金を調達することとなります。
今後の経過等、新株予約権の行使が行われた場合に必要に応じて適宜開示を行います。

(1) 本第三者割当増資の概要

発行新株式数	1,621,700株
発行価額	1株につき283円
調達資金の額	458,941,100円 発行諸費用の概算額（控除）10,130,000円

(2) 第3回新株予約権の概要

新株予約権の総数	117,300個
発行価額	総額41,289,600円（新株予約権1個あたり352円）
当該発行による潜在株式数	11,730,000株

調達額	3,360,879,600円 (内訳) 新株予約権発行分 41,289,600円 新株予約権行使分 3,319,590,000円 上記資金調達額の際には、本新株予約権の 払込金額の総額に、すべての新株予約権が 行使されたと仮定して算出された金額の合 計額です。新株予約権の権利行使期間内に 行使が行われない場合、及び、当社が取得 した新株予約権を消却した場合には、上記 資金調達の額は減少します。
新株予約権の行使期間	2026年4月15日（水）から2028年4月14日（金）まで
行使価額	283円

（第3回新株予約権の行使による主要株主である筆頭株主の異動及び基準日後株主への議決権付与）

2026年5月26日にAU投資事業組合（以下、「AU」といいます。）が新株予約権30,000個を行使した結果、AUの保有株式数は4,621,700株に増加し、AUが主要株主である筆頭株主に該当することとなりました。また、今回の第3回新株予約権の一部行使に伴い、AUの当社に対する議決権所有割合は20%を超え、AUが「その他の関係会社」に該当することとなりました。

そのAUに対し、当社は同日開催の取締役会において、会社法第124条第4項に基づき、2026年6月5日に開催予定の当社臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）に係る基準日（2026年4月10日）後に株式を取得した株主として、当該株式につき本臨時株主総会における議決権を付与することを決議しました。

1. 議決権を付与する株式

- (1) 株式数：普通株式 4,621,700 株
- (2) 議決権の数：46,217 個
- (3) 株主名：AU投資事業組合
- (4) 議決権総数に対する割合：25.61%

(注) 議決権総数に対する割合は、本臨時株主総会の基準日である2026年4月10日現在の総株主の議決権数（134,251 個）に、AUに対して付与した議決権数（46,217 個）を加算した数（180,468 個）を基に算出しております。

2. 議決権を付与する理由

当社は、2026年5月21日付でAUより通知書を受領しました。その内容は、「臨時株主総会の付議議案は、取締役及び監査等委員である取締役の大幅な刷新を内容とするものであり、貴社の経営体制、ガバナンス、事業運営及び企業価値に重大な影響を及ぼし得る極めて重要な議案です」として、本臨時株主総会における議決権を付与するよう、強い要請がありました。その後、AUが2026年5月26日付で新株予約権を行使し、当社の主要株主である筆頭株主に該当することになったことから、本臨時株主総会の開催予定日に近い時点でのAUの意思を本臨時株主総会に反映させることが必要であると判断し、会社法第124条第4項の規定に基づき、基準日後に株式を取得した株主であるAUに対し、当該株式につき本臨時株主総会における議決権を付与することにいたしました。

(当社株式の特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求について)

当社は、株式会社東京証券取引所より、2026年5月25日に、下記のとおり、特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求を行う旨の通知を受けました。

1. 銘柄 unbanked株式会社 株式 (コード: 8746、市場区分: スタンダード市場)
2. 特別注意銘柄指定日 2026年5月26日 (火)

理由 (関連条項)

企業行動規範の遵守すべき事項 (業務の適正を確保するために必要な体制整備) の規定に違反し、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるため

(有価証券上場規程第503条第1項第4号)

3. 上場契約違約金金額 1,440万円

理由 (関連条項)

企業行動規範の遵守すべき事項 (業務の適正を確保するために必要な体制整備) の規定に違反し、当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められるため

(有価証券上場規程第509条第1項第2号)

4. 理由の詳細

unbanked株式会社 (以下「同社」という。) は、2025年7月から11月にかけて行った金スクラップ品の取引 (以下「本件取引」という。) における売掛金1,340百万円が未回収となったことを受けて、2026年3月2日 (修正版は同年3月4日)、本件取引の事実関係の調査、原因分析及び再発防止策の検討を目的として設置した外部弁護士により構成される調査委員会の調査結果を開示しました。

これにより、同社では、同社が2025年7月まで行っていなかった金スクラップ品の掛取引を販売先の信用情報を十分に確認せずに2025年7月以降繰り返しており、必要な内部統制システムが適切に運用されていなかったことが明らかになりました。

これらの背景として、同社では主に以下の点が認められました。

- ・ 2020年7月11日付での特設注意市場銘柄 (現「特別注意銘柄」) への指定を受けて策定された改善策について、2022年4月1日付での特設注意市場銘柄の指定解除後、時間が経過する中で、与信管理等の社内規程の理解・運用等に複数の不備が認められる状況が生じていたものの、指定解除後に就任した経営陣はこれらを省みることがなく、過去の不適切な会計処理が行われた当時と同様にリスクの高い取引に対する牽制体制が機能していなかったこと
- ・ 経営陣は、筆頭株主が自社に不利益な取引を提案しないとの思い込みにより、本件取引が同社にとって通常とは異なるリスクの高い取引条件であったにもかかわらず、取引開始に際して取締役会決議を経るなどの慎重な対応が必要との認識に至らず、また、取引開始後も取締役会ではリスクの低い取引であるなどと実態と異なる説明を行い、その後に顕在化した取引先の与信上の問題を報告しないなど、リスク評価と対応において慎重さを欠いていたこと

以上を総合的に勘案すると、同社では、業務の適正を確保するために必要な体制が適切に構築・運用されておらず、企業行動規範の遵守すべき事項 (業務の適正を確保するために必要な体制整備) の規定に違反したと認められ、かつ、同社は2026年3月6日付で再発防止策に係る開示を行っているものの、未だ、同社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められることから、同社株式を特別注意銘柄に指定することとします。

また、本件は、過去に策定した改善策の実効性のある運用が継続できていなかった中で、筆頭株主が自社に不利益な取引を提案しないとの思いこみによって、リスク評価と対応が不十分なまま本件取引を繰り返した結果、同社にとって多額の売上債権の未回収を生じさせたという内部管理体制に極めて重大な不備が生じていたものであり、当取引所市場に対する株主及び投

資者の信頼を毀損したと認められることから、同社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることとします。

(MaaaaRu ホールディングス株式会社との資本提携の解消に向けた協議開始及び主要株主の異動)

2026年5月25日開催の取締役会において、MaaaaRuホールディングス株式会社（以下、「MaaaaRu社」といいます。）との資本提携の解消に向けた協議の開始を決定し、その手続きの一環として、MaaaaRu社と当社代表取締役の安達哲也との間で貸株契約を締結いたしました。

1. 異動が生じた経緯

当社は、2025年10月10日付「簡易株式交付による株式会社まーのの子会社化、及び、新たな事業の開始に関するお知らせ」のとおり、2025年10月31日付でMaaaaRu社より、簡易株式交付に基づき株式会社まーのの株式51株を譲り受け子会社化いたしました。

今般、MaaaaRu社より、当該株式の全数を買戻すとともに資本提携を解消したい旨の申し出（以下、「本申出」といいます。）を受けました。

当社は本申出について慎重に検討した結果、本申出を受け入れ、MaaaaRu社との資本提携を解消することを前提に協議を開始することで合意いたしました。なお、提携解消に向けた手続きの一環として、MaaaaRu社が保有する当社株式（2,236,829株）の全数について、MaaaaRu社と当社代表取締役の安達哲也個人との間で貸株契約（貸主：MaaaaRu社、借主：安達哲也）を締結いたしました。

上記の貸株契約の締結によって、議決権が当社代表取締役の安達哲也に帰属することとなったため、MaaaaRu社が当社の主要株主でなくなり、新たに、当社代表取締役の安達哲也が当社の主要株主に該当することになりました。

2. 異動する株主の概要

①新たに主要株主に該当する株主

- (1) 氏名 安達哲也
- (2) 所在地 千葉県八千代市

②主要株主に該当しなくなる株主

- (1) 名称 MaaaaRu ホールディングス株式会社
- (2) 所在地 東京都中野区若宮三丁目12番2号
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 酒井尋哉
- (4) 事業内容 各種コンサルティング
- (5) 資本金 30万円

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

①安達哲也

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2026年4月14日現在)	1個 (100株)	—	—
異動後 (2026年5月26日現在)	22,369個 (2,236,929株)	12.39%	第2位

②MaaaaRu ホールディングス株式会社

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2026年4月14日現在)	22,368個 (2,236,829株)	14.87%	第1位
異動後 (2026年5月26日現在)	—	—	—

- (注) 1. 異動前及び異動後の「総株主の議決権の数に対する割合」は、2026年4月10日現在の総株主の議決権数134,251個に、同年4月14日付でA U投資事業組合に対して第三者割当により発行された新株式1,621,700株の議決権数16,217個、及び、A U投資事業組合が2026年5月26日現在で行使した新株予約権30,000個（3,000,000株）を加算した180,468個を総株主の議決権数として算出しております。
2. 「総株主の議決権の数に対する割合」は、小数点第3位を四捨五入しております。
3. 「大株主順位」欄の異動前及び異動後については、2026年4月10日現在の株主名簿に基づいて記載しております。
4. 2026年5月26日付開示「主要株主である筆頭株主の異動及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」に記載の通り、A U投資事業組合が同日付で新株予約権30,000個を行使したことに伴い、MaaaaRu ホールディングス株式会社は第1位から第2位の大株主となっております。
4. 異動年月日
2026年5月26日
5. 今後の見通し
本件による当社グループの連結業績に与える影響はありません。

14. その他の注記

(追加情報)

(Akatsuki Capital Works株式会社等に対する訴訟の提起と今後の対応について)

当連結会計年度に発生した金地金取引における1,340百万円の売上債権回収遅延事案（以下、「本事案」といいます。）に関し、当社は、2026年1月30日付で、本事案の事実関係の調査、原因分析及び再発防止策の検討を行う目的で、外部弁護士で構成する調査委員会による調査を進めてきましたが、2026年2月27日付の調査報告書を受領いたしました。

調査の結果、当社は、本事案の顧客であった株式会社アニススタイルを紹介した当社株主のAkatsuki Capital Works株式会社の関係者による詐欺による不法行為があったと判断し、東京地方裁判所に対して、下記のとおり、損害賠償請求訴訟を提起し、現在、係争中となっております。

当社は、本案件につき、民事訴訟はもちろんのこと、捜査機関への相談も開始しており、当社が被った被害の回復を図ってまいります。

なお、当連結会計年度においては、回収遅延となった売上債権1,340百万円については、固定化営業

債権に計上し、全額貸倒引当金を計上しております。

1. 訴訟を提起した相手

- ・ Akatsuki Capital Works株式会社
- ・ 大塚郁人（Akatsuki Capital Works株式会社の代表者）
- ・ 株式会社アニスタイル
- ・ 他法人 4 社と個人 7 名

2. 請求金額

当社が損失を被った2つの取引の取引金額である680,691,429円と671,310,602円を合計した金額から、それまでの取引粗利益の合計額である63,298,070円を控除した1,288,703,961円に、弁護士費用10%を加算した金額である1,417,574,357円を、法人 6 社と個人 8 名に対して連帯で請求します。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する事項

当社は、当事業年度において、2025年12月に金地金取引における売上債権13.4億円が未回収となり、巨額の貸倒引当金を計上する事態に陥るなどした結果、多額な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上した上、営業活動によるキャッシュ・フローも重要なマイナスの値となりました。

このような財務状況の悪化に加え、当社は、2026年1月29日付で当社株主のAkatsuki Capital Works株式会社（以下、「Akatsuki」といいます。）から当社取締役全員の解任とAkatsukiが提案する取締役の選任を求める臨時株主総会招集請求を受け、2026年6月5日に今後の当社経営を担う取締役を決める臨時株主総会を開催することとなりました。

この株主提案を行ったAkatsukiは、当期に多額の損失を計上した上記の未回収債権13.4億円の金地金取引の紹介元であり、当社はAkatsukiに不法行為があったと考えており、14億円の損害賠償請求訴訟を行い係争中である上、刑事責任を問うため捜査機関への相談も進めております。

当社は、Akatsukiの株主提案に反対し、当社が推薦する取締役の選任を求める会社提案を付議しておりますが、臨時株主総会において、Akatsukiが提案する取締役が選任される可能性があります。

加えて、2026年6月26日開催の定時株主総会でも、同様に、Akatsukiが提案する取締役が選任される可能性があります。

これらのように、現在、当社では特定の株主との間で敵対的な経営権争いが生じていること、後述の重要な後発事象（当社株式の特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求について）に記載のとおり、株式会社東京証券取引所より、2026年5月25日に、当社株式の特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求を行う旨の通知を受ける事態も生じており、今後の事業運営の見通しは不透明となっております。

これらの状況により、当社は、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消するために、当社をご支援頂いている株主様をはじめとするステークホルダーの皆様のご支援を受け、当社経営の安定化や今後の事業資金確保に向けた対応策を講じ、当該状況の解消又は改善に努め、グループ拡大に応じた経営監督体制の再構築及び事業基盤の強化を目指し、必ず当社の再生を図ってまいります。また、内部管理体制の改善も進めてまいります。

しかし、当社の対応策は実施途上ないし計画途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます

なお、当社グループの計算書類及び附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及び附属明細書に反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関係会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの

市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

移動平均法による原価法によっております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

貯蔵品

個別法による原価法によっております。

③暗号資産

活発な市場が存在するもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

活発な市場が存在しないもの

移動平均法による原価法（期末処分見込価額が取得原価を下回る場合は、当該処分見込価額）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

②無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②訴訟損失引当金

係争中の商品先物取引及び外国為替証拠金取引における損害賠償請求訴訟等について、今後の損害賠償金の支払に備えるため、経過状況等に基づき金額を合理的に見積もり、損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

金地金事業

金地金事業の取引については、国内では対面形式及びインターネット形式で商品を販売しており、国外では暗号資産を対価として商品を販売しており、顧客との契約に基づき商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りであります。

① 訴訟損失引当金

イ. 科目名及び当事業年度計上額

勘定科目	当事業年度
訴訟損失引当金	20百万円

ロ. 会計上の見積りの内容について、計算書類利用者の理解に資するその他の情報
連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 訴訟損失引当金」に記載した内容と同一であります。

② 関係会社株式の評価

イ. 科目名及び当事業年度計上額

勘定科目	当事業年度
関係会社株式	494百万円

ロ. 会計上の見積りの内容について、計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式は、その株式の実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合、回復可能性があるものを除き、減損処理を実施しております。関係会社の業績が低迷等で財政状態が悪化した場合、関係会社株式の減損が生じ、翌事業年度の計算書類等に重要な影響を与える可能性があります。

6. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

7. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産及び担保に係る債務の注記については、「連結注記表 7. 連結貸借対照表に関する注記 (3)差入保証金」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

6百万円

(3) 偶発債務

2026年3月末において、商品先物取引の受託に関し、当社を被告とする損害賠償請求件数が1件（請求額129百万円）となっております。

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）

金銭債権

1,095百万円

8. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
洲本市他	遊休資産	土地
本社	蛍光X線鑑定機他	什器備品

当社は原則として、事業用資産については、継続的に損益を把握している事業部門を区分の基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については、個別にグルーピングを行っております。

当社は、固定資産等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として3百万円計上いたしました。

当社は遊休資産については、他の資産グループとは区別して個別に評価・測定を行っており減損損失は、

土地0百万円であります。

回収可能価額については、正味売却価額により測定しており、原則として固定資産税評価額を合理的に調整した価額によっております。売却等が困難な資産は備忘価額1円として評価しております。

(2) 関係会社との取引高

営業取引の取引高の総額	505百万円
営業取引以外の取引高の総額	97百万円

9. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	7,527株	1,915株	－株	9,442株

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金及び貸倒引当金等であります。なお、繰延税金資産には全額評価性引当額を計上しております。

12. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の 名称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関連当事者 との 関係	取 引 内 容	取 引 金 額 (百 万 円)	科 目	期 末 残 高 (百 万 円)
主要株主	Akatsuki Capital Works 株式会社	所有 直接8.5% (注 2)	コンサルテ ィング業務 の委託	業務委託料 (注 1)	11	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注 1) 業務委託料は、2025年7月3日に締結した業務委託契約書及びその後の覚書により決定しております。本契約は、事業運営に関するコンサルティング及び金取引を含む取引先の開拓等の業務委託をする内容で、2025年9月30日に本契約は終了しましたが、Akatsuki Capital Works株式会社から派遣されてきた業務遂行担当者が、金地金取引の仕入先と販売先（アニススタイル社）を指定する形で2025年7月31日より金地金取引が始まり、最終的に売上債権の未回収事案が発生しました。

(注 2) 2026年3月17日付けで、Akatsuki Capital Works株式会社より、変更報告書No.4が関東財務局に提出されたことを受け、2026年2月24日付けで当社の主要株主に異動があり、同社が主要株主でなくなったことを確認いたしました。議決権等の所有割合(%)は、当事業年度末の株主名簿に基づき記載しております。

(2) 関連会社等

種 類	会社等の 名称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関連当事者 との 関係	取 引 内 容	取 引 金 額 (百 万 円)	科 目	期 末 残 高 (百 万 円)
子会社	クラウド バンク・ キャピタル株 式 会 社	所有 直接50.0% 間接27.3%	資金の貸付	資金の貸付	2,900	短期貸付金	750
				資金の回収	3,150		
				受取利息 (注)	58	—	—
				営業外収益	1	—	—

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百 万 円)	科目	期末残高 (百 万 円)
----	------------	---------------------------	---------------	------	-------------------	----	-------------------

子会社	クラウド バンク 株式会社	所有 直接54.6%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	300	短期貸付金	300
				受取利息 (注)	2	—	—
				地金の販売	505	前受金	11
				地金の買取	317	—	—
				地代家賃	24	敷金権利金	30
				支払手数料 等	11	未払費用	2

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 金銭の貸付の金利については、市場金利等を勘案した合理的な利率であります。

- (3) 役員及び個人株主等
該当事項はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 215円40銭
(2) 1株当たり当期純利益 △313円39銭

13. 重要な後発事象に関する注記

重要な後発事象に関する注記については、「連結注記表 13. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

14. その他の注記

その他の注記については、「連結注記表 14. その他の注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。